
1. 検討経緯

^{だいでがわ}大戸川ダム建設事業については、平成22年9月28日に国土交通大臣から近畿地方整備局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、同日付けで検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を実施するよう指示があった。

近畿地方整備局では、検証要領細目に基づき、大戸川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（以下「検討の場」という。）を平成23年1月17日に設置し、検討の場の進め方に関する事項を定めた。その後、図1.1-1に示すとおり検討の場を1回及び幹事会を3回開催し、大戸川ダム建設事業における洪水調節の目的について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行った。この間、平成27年11月5日から平成27年12月4日まで、洪水調節の目的に「これまでに提示した治水対策案以外の具体的対策案の提案」及び「複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象としたパブリックコメントを行った。

そして、これまでの検討結果をとりまとめた「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「報告書（素案）」という。）を作成し、平成28年2月15日から平成28年3月14日までの間に電子メール等による意見募集を行い、平成28年2月27日と28日の2日間で、淀川流域内の2会場において関係住民の意見聴取を行った。また、平成28年2月29日には、学識経験を有する者から意見聴取を行った。

これらを踏まえ、「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成し、関係地方公共団体の長からの意見聴取を行い、「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」（以下「本報告書（原案）」という。）としてとりまとめた。

大戸川ダム建設事業の対応方針（原案）について、平成28年7月27日に開催した近畿地方整備局事業評価監視委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）に対して意見聴取を行い、対応方針（案）を決定した。

なお、大戸川ダム建設事業の検証に係る検討フローを図1.1-1に示す。

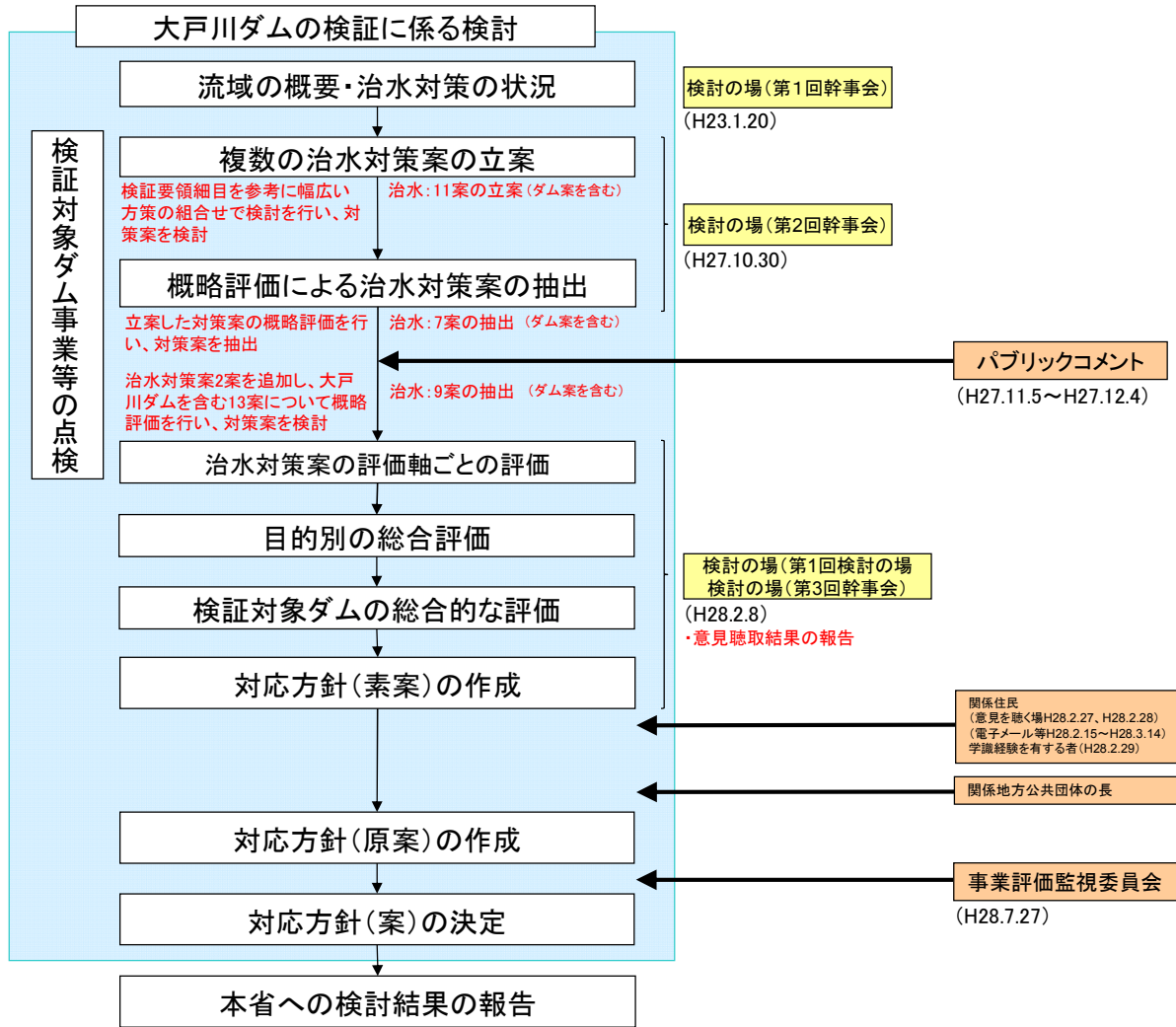


図 1.1-1 大戸川ダム検証に係る検討フロー

1.1 検証に係る検討手順

大戸川ダム建設事業の検証に係る検討（以下「大戸川ダム検証」という。）では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダム事業の概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行い、「事業の投資効果」に関して、費用対効果分析を行った。

流域及び河川の概要の整理結果については 2. に、検証対象ダム事業の概要の整理結果については 3. に示すとおりである。

検証対象ダム事業等の点検については、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について点検を行った。その結果は、4.1 に示すとおりである。

次に、大戸川ダム検証では、「事業の進捗の見込みの視点、コストや実現性の視点」から、「複数の治水対策案の立案」、「概略評価による治水対策案の抽出」、「治水対策案を評価軸ごとに評価」、「目的別の総合評価の検討」を行い、最終的に「検証対象ダムの総合的な評価」を行った。

これらの検討経緯の概要は、以下のとおりである。

1.1.1 治水（洪水調節）

検証要領細目第 4 に基づき、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価（洪水調節）を行った。

(1) 複数の治水対策案の立案

複数の治水対策案は、淀川（大臣管理区間）においては淀川水系河川整備計画として設定した目標と同程度の目標、大戸川（滋賀県管理区間）においては淀川水系信楽・大津圏域河川整備計画として設定した目標と同程度の目標を達成することを基本として、複数の治水対策案の 1 つは、大戸川ダムを含む案とし、その他に大戸川ダムを含まない方法による 10 案の治水対策案を立案した。その結果等は 4.2.1 から 4.2.3 に示すとおりである。

(2) 概略評価による治水対策案の抽出

大戸川ダムを含まない方法による 10 案の治水対策案について概略評価を行い、大戸川ダムを含む 7 案の治水対策案の抽出を行った。その結果等は 4.2.4 に示すとおりである。

(3) パブリックコメントを踏まえた治水対策案の立案及び抽出

パブリックコメントの意見を踏まえて、治水対策案の 2 案を追加で立案し、大戸川ダムを含まない方法による 12 案の治水対策案について概略評価を行い、大戸川ダムを含む 9 案の治水対策案の抽出を行った。その結果等は 4.2.5 に示すとおりである。

(4) 治水対策案の評価軸ごとの評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した大戸川ダムを含まない方法による 8 案の治水対策案と大戸川ダ

ムを含む治水対策案の計9案について、7つの評価軸ごとに評価し、目的別の総合評価を行った。その結果等は4.2.6及び4.3.1に示すとおりである。

1.1.2 総合的な評価

目的別の検討を踏まえて、大戸川ダム建設事業に関する総合的な評価を行った。総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は4.4に示すとおりである。

1.1.3 費用対効果分析

費用対効果分析について、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき算定を行った。その結果等は5.に示すとおりである。

1.2 情報公開、意見聴取等の進め方

1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

大戸川ダム検証を進めるにあたり、近畿地方整備局と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を平成 23 年 1 月 17 日に設置し、平成 28 年 2 月 8 日までに検討の場を 1 回、幹事会を 3 回開催した。その結果等は 6.1 に示すとおりである。

なお、検討の場の構成を表 1.2-1 に、検討の場の実施経緯を表 1.2-2 に示す。

表 1.2-1 検討の場の構成

区分	検討の場	幹事会
構成員	滋賀県知事 京都府知事 大阪府知事 大津市長 甲賀市長 宇治市長 守口市長*	滋賀県土木交通部長 京都府建設交通部長 大阪府都市整備部長 大津市建設部長 甲賀市建設部長 宇治市理事 守口市下水道部長**
検討主体	近畿地方整備局長	近畿地方整備局河川部長

*) 第 1 回幹事会：池田市長

***) 第 1 回幹事会：池田市都市建設部長

表 1.2-2 検討の場の実施経緯

(平成 28 年 2 月 8 日現在)

月 日	実施内容	
平成 22 年 9 月 28 日	ダム事業の検証に係る検討指示	・国土交通大臣から近畿地方整備局長に指示
平成 23 年 1 月 17 日	検討の場を設置	・検証要領細目に基づき設置
1 月 20 日	第 1 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 規約 ■ 検証に係る検討手順 ■ 経緯及び概要
平成 27 年 10 月 30 日	第 2 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 治水対策案の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の治水対策案の立案 ・概略評価による治水対策案の抽出 ■ 大戸川ダム建設事業等の点検 <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費、工期、堆砂計画、計画の前提となっているデータ等 ■ パブリックコメントの実施
平成 28 年 2 月 8 日	検討の場 (第 1 回検討の場) (第 3 回幹事会)	<ul style="list-style-type: none"> ■ パブリックコメントの結果 ■ 治水対策案の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントを踏まえた対策案の追加 ・治水対策案の評価軸ごとの評価 ■ 総合的な評価(案) ■ 大戸川ダム建設事業の検証に係る検討 報告書(素案)

1.2.2 パブリックコメント

検討の過程においては、主要な段階でパブリックコメントを実施することとしており、平成 27 年 11 月 5 日から平成 27 年 12 月 4 日までの 30 日間に、「提示した治水対策案以外の具体的対策案の提案」及び「複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象としたパブリックコメントを行った。その結果は 6.2 に示すとおりである。

1.2.3 意見聴取

「報告書（素案）」を作成した段階で、河川法第16 条の2 等に準じて、学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施した。これらを踏まえ、「報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施した。その結果は 6.3 に示すとおりである。

1.2.4 事業評価

大戸川ダム建設事業の対応方針（原案）について近畿地方整備局事業評価監視委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）に対して意見聴取を行い、「審議の結果、「大戸川ダム建設事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」することが妥当と判断される」との意見を頂いた。

1.2.5 情報公開

本検討にあたっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

- ・ 検討の場及びパブリックコメントの実施について、事前に報道機関に記者発表するとともに、近畿地方整備局のホームページで公表した。
- ・ 検討の場は、原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を近畿地方整備局のホームページで公表した。